

タイトル		P
第1章 総則		
第1節 目的		1
第2節 計画の方針、構成		2
第3節 市の概況		5
第4節 災害危険箇所		10
第5節 災害の想定	第1項 既往災害の事例	15
	第2項 災害の想定	25
第6節 防災関係機関の業務大綱	第1項 実施責任	27
	第2項 住民の責務	37
	第3項 災害に関する調査研究の推進	37
第2章 災害予防計画		
第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画	第1項 市防災会議運用計画	38
	第2項 市災害対策本部組織計画	39
第2節 治水治山計画	第1項 河川対策	41
	第2項 ダム・ため池対策	42
	第3項 治山対策	42
第3節 土砂災害防止計画	第1項 急傾斜地・地すべり崩壊対策	43
	第2項 土石流災害対策	45
	第3項 山地災害対策	47
	第4項 土砂災害防止法の措置	48
第4節 火災予防計画	第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策	49
	第2項 火災危険区域等の防火対策	52
	第3項 防火管理体制の強化対策	53
	第4項 予防指導・査察計画	54
第5節 都市防災計画	第1項 土地利用計画	55
	第2項 土地区画整理・市街地再開発事業計画	56
	第3項 公園・緑地整備計画	57
	第4項 宅地造成規制や建築物不燃化等による防災対策	58
第6節 建築物及び文化財等災害予防計画	第1項 一般建築物等災害予防対策	60
	第2項 公共施設等災害予防対策	61
	第3項 教育施設等災害予防対策	62
	第4項 文化財災害予防対策	62
第7節 中高層建築物災害予防計画	第1項 中高層建築物災害予防計画	64
第8節 公益事業等施設災害予防計画	第1項 電気施設災害予防対策	66
	第2項 ガス施設災害予防対策	68
	第3項 通信施設災害予防対策	71
第9節 上水道、下水道施設災害予防計画	第1項 上水道、下水道施設災害予防計画	74
第10節 交通施設災害予防計画	第1項 道路整備計画	78
	第2項 法面崩壊対策	80
	第3項 道路施設等の点検・整備計画	80
	第4項 鉄道施設	81
第11節 防災施設、資機材等整備計画	第1項 防災中枢機能等の確保・充実	84
	第2項 情報通信施設等の整備	84
	第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備	91
	第4項 装備資機材等の整備充実	92
	第5項 医療救護体制の整備	93
	第6項 給水体制の整備	94
	第7項 水防施設・設備整備計画	94
	第8項 消防施設・設備整備計画	96
第12節 災害備蓄物資等整備計画	第1項 備蓄物資等の整備	97
第13節 気象等観測体制の整備	第1項 気象等観測体制の整備	99
第14節 避難所等整備計画	第1項 避難地整備計画	102
	第2項 避難路整備計画	103
	第3項 避難所・設備整備計画	104
第15節 広域応援体制整備計画	第1項 市町村間の相互協力体制の整備	109
	第2項 県、市と自衛隊との連携体制の整備	109
	第3項 防災関係機関の連携体制の整備	110
第16節 要配慮者等安全確保体制整備計画	第1項 避難支援に必要な情報の整理	112
	第2項 社会福祉施設、病院等の対策	112
	第3項 避難行動要支援者	113-1
	第4項 在宅要配慮者対策	113-2
	第5項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施	113-3

	タイトル	P
第17節 自主防災組織整備計画	第1項 自主防災組織育成計画	115
	第2項 自主防災活動計画	117
第18節 防災知識普及計画	第1項 職員に対する防災教育	122
	第2項 一般住民に対する防災知識の普及	122
	第3項 防災に関する調査研究計画	124
	第4項 防災意識調査	124
	第5項 防災相談	124
第19節 訓練計画	第1項 防災訓練	125
第20節 林野火災予防計画	第1項 監視体制等の強化	130
	第2項 予防施設等の整備	131
	第3項 林野火災対策用資機材の整備	131
	第4項 消防体制の整備	132
	第5項 防火思想の普及	132
第21節 農林業災害予防計画	第1項 農業施設災害予防計画	134
	第2項 農作物災害予防計画	134
	第3項 林業災害予防計画	135
	第4項 災害予防に関する試験研究の推進	136
	第5項 防災思想の普及及び防災訓練の実施	136
	第6項 防災基盤の整備	136
	第7項 防災営農体制の整備	137
第22節 危険物災害予防計画	第1項 危険物災害予防対策	139
	第2項 高圧ガス災害予防対策	140
	第3項 火薬類災害予防対策	141
	第4項 毒物劇物災害予防対策	142
	第5項 輸送対策	142
第3章 災害応急対策計画		
第1節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画	第1項 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画	143
第2節 災害救助法適用計画	第1項 災害救助法の適用基準	149
	第2項 災害救助法の手続き	155
	第3項 救助の実施	156
	第4項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	157
	第5項 災害対策基本法の定める応急措置	157
第3節 動員配備計画	第1項 市の動員配備計画	159
	第2項 風水害の事前対策	164
	第3項 指定地方行政機関等の動員配備体制	165
第4節 気象予報・警報等伝達計画	第1項 予報・警報等の種類・基準	166
	第2項 注意報警報等の伝達系統	168
	第3項 洪水予報・水防警報	170
第5節 被害情報等収集伝達計画	第1項 災害情報の収集	172
	第2項 被害情報の調査要領、伝達	174
	第3項 被害情報の報告基準	175
	第4項 通信計画	179
第6節 災害広報計画	第1項 広報体制の整備	186
	第2項 広報要領	187
	第3項 広報の実施方法	189
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	第1項 災害派遣要請基準	191
	第2項 派遣の要請種類	192
	第3項 災害派遣要請要領	192
	第4項 派遣部隊等の受入れ体制	195
	第5項 派遣要請の範囲	197
	第6項 派遣部隊等の撤収要請	198
第8節 広域応援要請計画	第1項 県市町村間等の応援要請	199
	第2項 警察・消防機関への応援要請	208
	第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請	208
	第4項 応援の受入れに関する要請	209
	第5項 他市町村への応援の実施	209
第9節 避難計画	第1項 避難勧告及び指示並びに伝達	210
	第2項 避難誘導及び移送	216
	第3項 避難所の開設	218
	第4項 学校、病院等の避難対策	221
	第5項 収容施設の確保	221
	第6項 要配慮者等を考慮した避難対策	221

	タイトル	P
第10節 水防計画	第1項 実施内容	224
	第2項 水防非常配置	227
第11節 土砂災害応急対策計画	第1項 市及び関係機関相互の情報連絡	228
	第2項 警戒体制の確立	229
	第3項 災害発生時の報告	232
	第4項 救助活動	232
第12節 消防計画	第1項 消防活動の体制	233
	第2項 消防活動の実施	233
第13節 公安警備・救出計画	第1項 警察の任務	237
	第2項 救出対策	238
第14節 医療救護計画	第1項 災害救助法に基づく措置	240
	第2項 医療体制	241
	第3項 搬送体制の確保	245
	第4項 情報収集・連絡体制	245
	第5項 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	246
第15節 給水計画	第1項 給水計画	247
第16節 食糧供給計画	第1項 食糧供給計画	249
第17節 生活必需品等供給計画	第1項 災害救助法に基づく措置	253
	第2項 生活必需品等供給計画	254
第18節 交通対策計画	第1項 陸上の交通対策	255
第19節 緊急輸送計画	第1項 輸送対象の想定	258
	第2項 緊急通行車両の確認	259
	第3項 緊急通行車両の事前届出	260
	第4項 緊急輸送等に係る措置	263
	第5項 災害救助法に基づく措置	263
第20節 防疫、清掃、食品衛生監視計画	第1項 防疫対策	264
	第2項 清掃対策	268
	第3項 食品衛生・保健衛生対策	270
第21節 行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画	第1項 災害救助法に基づく措置	272
第22節 障害物の除去計画	第1項 障害物の除去計画	275
第23節 文教対策計画	第1項 学校教育対策	277
	第2項 文化財応急対策	279
第24節 応急仮設住宅建設等計画	第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制	280
第25節 要員確保計画	第1項 労働力等確保の手段	282
	第2項 公共職業安定所等の労働力確保	283
第26節 ボランティア応急活動計画	第1項 ボランティアの活動環境等の整備	285
	第2項 ボランティア応急活動	286
第27節 義援金品配分計画	第1項 義援金品配分計画	288
第28節 公益事業等施設災害対策計画	第1項 電力施設災害対策	289
	第2項 ガス施設災害対策	293
	第3項 通信施設災害対策	297
第29節 上水道、下水道施設災害対策計画	第1項 上水道施設災害応急対策	299
	第2項 下水道施設災害応急対策	300
第30節 交通施設・公共土木施設対策計画	第1項 道路施設対策	301
	第2項 鉄道施設対策	302
	第3項 公共土木施設対策	303
第31節 高層建築物災害応急対策計画	第1項 消防機関	305
	第2項 警察	306
	第3項 ガス事業者	307
第32節 危険物等災害対策計画	第1項 危険物災害対策	308
	第2項 高圧ガス災害対策	309
	第3項 火薬類災害対策	311
	第4項 毒物劇物災害対策	311
第33節 農林業用施設等災害応急対策計画	第1項 農林業災害対策	312
第34節 林野火災対策計画	第1項 火災通報等	315
	第2項 火災通報等伝達系統	316
	第3項 消火活動体制	317
	第4項 林野火災対策資料の作成	317

タイトル		P
第4章 災害復旧計画		
第1節 災害復旧事業の推進計画	第1項 災害復旧事業計画	318
	第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	320
第2節 民生安定計画	第1項 災害相談窓口	326
	第2項 雇用機会の確保	327
	第3項 義援金品の受付及び配分	327
	第4項 郵政事業の特例措置	328
	第5項 租税の徴収猶予及び減免等	329
	第6項 災害弔慰金の支給等	330
	第7項 リ災証明の発行	336
	第8項 住宅の確保	340
第3節 経済秩序安定計画	第1項 金融措置	341
	第2項 流通機能の回復	343
第4節 復興計画	第1項 復興計画	344
第5章 地震災害予防計画		
第1節 基本方針	第1項 基本方針	345
	第2項 地震防災緊急事業整備計画	346
第2節 防災基盤の強化	第1項 都市構造の防災化	347
	第2項 施設・構造物等の安全化	350
第3節 地域の防災力の向上	第1項 自主防災体制の整備	354
	第2項 防災知識の普及	356
	第3項 防災訓練の実施	357
第4節 効果的な応急活動のための事前対策	第1項 災害応急体制の整備	358
	第2項 情報管理体制の整備	362
	第3項 広報・広聴体制の整備	363
	第4項 二次災害防止体制の整備	363
	第5項 救出救助体制の整備	365
	第6項 避難活動体制の整備	366
	第7項 交通・輸送体制の整備	367
	第8項 医療救護体制の整備	367
	第9項 要配慮者安全確保体制の整備	368
	第10項 災害ボランティアの活動環境等の整備	369
	第11項 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	370
	第12項 住宅の確保体制の整備	371
	第13項 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備	371
	第14項 保健衛生・防疫体制の整備	372
第6章 地震災害応急対策計画		
第1節 活動体制の確立	第1項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画	374
	第2項 動員配備計画	375
	第3項 自衛隊災害派遣要請計画	379
	第4項 広域応援要請計画	380
	第5項 災害救助法適用計画	381
	第6項 要員確保計画	382
	第7項 災害ボランティアの受入れ・支援	383
第2節 災害応急対策活動	第1項 地震情報の発表及び伝達計画	385
	第2項 被害情報等収集伝達計画	385
	第3項 災害広報計画	388
	第4項 地震水防対策の実施	392
	第5項 二次災害の防止	392
	第6項 救出救助	395
	第7項 避難対策の実施	396
	第8項 交通・輸送対策の実施	399
	第9項 医療救護計画	405
	第10項 要援護者の支援	407
	第11項 保健衛生、防疫、環境対策	409
	第12項 遺体の捜索、収容及び火葬	411
	第13項 飲料水の供給	411
	第14項 食糧の供給	413
	第15項 生活必需品の供給	414
	第16項 住宅の確保	415
	第17項 ごみ・し尿・がれき等の処理	417
	第18項 文教対策の実施	419
	第19項 警備対策の実施	419
	第20項 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	420

タイトル		P
第7章 地震災害復旧計画		
第1節 災害復旧事業の推進計画、災害復興の基本方針	第1項 基本方針	422
第2節 災害復旧事業の推進	第1項 復旧事業計画	423
	第2項 激甚災害に伴う措置	424
第3節 被災者等の生活再建等の支援	第1項 生活相談窓口	426
	第2項 女性のための相談	426
	第3項 雇用機会の確保	426
	第4項 義援金品の受付及び配分	427
	第5項 被災者の生活確保計画	427
	第6項 郵政事業の特別措置	429
	第7項 租税の徴収猶予及び減免等	429
	第8項 災害弔慰金等の支給等	429
第4節 経済復興の支援	第1項 金融措置	430
	第2項 流通機能の回復	430
第5節 復興計画	第1項 復興計画作成の体制づくり	431
	第2項 復興に対する合意形成	431
	第3項 復興計画の推進	431